

寝屋川市ふるさと寄附事業協力事業者募集要項

1 寝屋川市ふるさと寄附事業について

寝屋川市では、ふるさと納税制度による寄附の促進、地域産業の活性化等を目的として、寄附金を納入していただいた方（以下「寄附者」といいます。）に対して寝屋川市にゆかりのある記念品を贈呈する寝屋川市ふるさと寄附事業を実施しています。

2 募集内容

(1) 記念品の用意、梱包、記念品に対する寄附者等からの問合せへの対応等を行っていただく事業者(以下「協力事業者」といいます。)及び(2) 記念品として取り扱う商品等を募集します。

記念品の金額設定は、必要寄附額の 3 割以内とします。

(例) 10,000 円の寄附額の場合、記念品価格は 3,000 円以内

※ 記念品は、複数の品のセットでも構いません。

3 募集の要件

協力事業者としてふるさと寄附金に係る記念品を取り扱おうとする企業又は個人事業者等（以下「企業等」という。）は、以下の(1)協力事業者の要件の 1 から 11 の全てを、記念品は、(2)記念品の要件の 1 から 4 の全てを満たす必要があります。記念品の取扱いを希望する企業等は、市長に対し寝屋川市ふるさと寄附事業への参加申請と取り扱う記念品の申請を行わなければなりません。

(1) 協力事業者の要件

1	原則として、寝屋川市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがある企業等であること又は、要件を満たす者が市内事業者と連携等していること。団体の場合は、寝屋川市内での活動があること。ただし、寝屋川市の産業振興や魅力発信、地場産品等の PR につながると判断される場合はこの限りでない。
2	生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
3	個人情報保護法及び関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。

4	参加申請の日において、寝屋川市建設工事等指名停止要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）の規定に基づく指名停止の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
5	参加申請の日において、寝屋川市暴力団排除措置要綱（平成 23 年 3 月 11 日制定）の規定に基づく入札参加除外の措置又は他の地方公共団体において同様の措置を受けていないこと。
6	参加申請の日において、寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
7	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
8	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
9	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
10	破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
11	納税義務を有する市区町村税の滞納がないこと。

(2) 記念品の要件

1	原則として、寝屋川市内で生産、製造、加工、収穫（原材料を含む）のいずれかが行われていること、又は、市内で活動する団体等が提供するサービス等であること。
2	品質及び数量の面において、安定供給が見込める品等であること。ただし、季節商品や数量限定となるものは、市との協議により決定するものとする。
3	飲食物については原則として寄附者に到着後 5 日間以上の賞味（消費）期限が保証される品であること。なお、5 日間に満たない飲食物の場合は、市が契約するふるさと寄附金サイトが定める取扱基準を満たした上で、市との協議により決定するものとする。
4	食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など関係法規及び市が契約するふるさと寄附金サイトが定める取扱基準を遵守し、違反していない品等であること。

※ ただし、上記の要件を満たす場合であっても、寝屋川市が記念品として適当でないと認めた場合は、記念品として承認できません。

4 申込方法

記念品の取扱いを希望する企業等は、以下の提出書類を、メール又は郵送、持参で寝屋川市企画四課まで提出していただきますようお願いします。

(1) 参加申請時の提出書類

- ① 寝屋川市ふるさと寄附事業 参加申請書（様式 1）

② 市区町村税の滞納がないことを確認するための書類

(完納証明書、滞納無証明書 等)

※ 寝屋川市に納税している場合は、参加申請書の所定欄に署名又は、記名押印することで提出を省略することができます。

※ 寝屋川市以外の市区町村に納税している場合は、当該市区町村の証明書を提出してください。

※ 収益事業を行わない任意団体等で、証明書が発行されないなど、提出が困難な場合は、この限りではありません。

(2) 記念品申請時の提出書類

① 寝屋川市ふるさと寄附事業 記念品申請書 (様式2)

② 記念品の画像データ

※ 記念品の内容を変更する場合は、「寝屋川市ふるさと寄附事業 記念品変更申請書」(様式3)を提出してください。

※ 必要に応じて、記念品の市場価格が分かる画像データ(パンフレット等)や記念品の概要が分かる資料の提出を求める場合があります。

5 募集期間

随時募集します。

6 協力事業者及び記念品の承認

寝屋川市は、申請内容を総合的に判断し、協力事業者又は記念品が適当でないと認められるときのみ、不承認通知書により、申請者に通知します。

※ 承認通知書は、企業等が求める場合のみ発行・送付します。

7 記念品に係る取引について

寝屋川市は原則として記念品に係る事務(発注・送付・代金支払い等)をふるさと寄附金サイト運営会社等に委託していることから、参加承認を受けた協力事業者は、ふるさと寄附金サイト等の約款に基づき、同社と記念品に係る取引を行うこととなります。

8 記念品のPR

協力事業者が取り扱う記念品については、寝屋川市ホームページ及びインターネットのふるさと寄附金サイト等に掲載し、全国的にPRします。

9 記念品の発送について

ふるさと寄附金サイト等の約款に従って記念品を梱包し、集荷日に配送業者に引き渡してください。

10 支払いに係る手続

約款に従い、ふるさと寄附金サイト等から代金が支払われます。請求書の提出は不要です。なお、振込手数料が差し引かれることにご留意ください。

11 広告物等の同封に係る手続

協力事業者が記念品を送付する際に、自社製品の広告物等を同封しようとするときは、ふるさと寄附金サイト等の指示に従い、同封する広告物等を市に提出してください。

12 個人情報の保護

協力事業者は、この事業により取得した個人情報の取扱いについて、記念品の送付以外の目的に使用することはできません(ダイレクトメールの送付などの二次利用や第三者への漏えいは厳禁)。また、協力事業者でなくなった後も同様です。

13 その他留意事項

- (1) 協力事業者の皆様には、積極的に寝屋川市のPR活動に努めていただきますようお願いします。
- (2) やむを得ず記念品の取消しを行う必要がある場合は、原則として2か月前までに協力事業者から寝屋川市に連絡し、寝屋川市と協力事業者で協議することとします。
- (3) 記念品の品質等に関して、寄附者から協力事業者に苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容については必ず寝屋川市に御報告をお願いいたします。
- (4) 寝屋川市は、既に決定した協力事業者及び記念品が、「3募集の要件」に該当しないと認められたときは、その決定を取り消すことができます。

【お問合せ先】

寝屋川市 経営企画部 企画四課
〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号
TEL : 072-813-1157 (直通) FAX : 072-825-0761
E-mail:kikaku04@city.neyagawa.osaka.jp